

「令和 7 年度 建設業関係説明会」質問回答

1. 工事完成後調査の対象拡大について

1-1.

(質問・意見)

「落札率が 90%を下回る場合は、調査を義務付ける。」とあるが、その下段に「ア 対象者 建設工事において、次の何れかに該当する場合で発注者が特に必要と判断した者。」と記載されている。この場合、落札率が 90%を下回った場合でも発注者が必要と判断しなかった場合は工事完成後調査資料は作成不要という解釈でよいのか？

(回答)

落札率が 90%を下回る場合には、全ての場合で調査対象とする運用としたいと考えております。

1-2.

(質問・意見)

落札率が 90%未満となり、工事完成後調査の対象となる場合、低入札価格調査で求められる工事内訳書や労務賃金調書も提出しなければならないのか。

(回答)

低入札価格調査に該当しないため、提出は不要です。

1-3.

(質問・意見)

落札率の算出はどのようなものとなるのか。

(回答)

落札率は落札価格（税抜）を予定価格（税抜）で割り算出してください。なお、小数点以下については、小数点第二位を四捨五入してください。

<計算例>

89.95…%の場合、小数点第二位を四捨五入し、90.0% ⇒ 調査対象外

89.94…%の場合、小数点第二位を四捨五入し、89.9% ⇒ 調査対象

1-4.

(質問・意見)

落札率 90%未満となり工事完成後調査の対象となった場合、そのことは公表するのか。

(回答)

工事完成後調査の対象となったことについて、公表はいたしません。

2. 請負代金内訳書への労務費の明記について

(質問・意見)

明記すべき労務費の算出方法等について教えてほしい。

(回答)

労務費の算出は「労務単価」×「歩掛」×「作業量」によることを基本とします。標準歩掛を参考に、当該工事において想定している作業時間や確保予定の労務者数及び労務単価（法定福利費（個人負担分）を含む）をもとに算出してください。なお、下請業者に係る労務費について、下請業者からの見積書に労務費が記載されている場合は、見積書の労務費の合計としてください。

なお、令和7年12月に施行予定の入札契約適正化法において、入札時に材料費や労務費等を明示することが義務付けられる予定です。今回の取組は、法改正に先立つ県独自の取組として、改正法を一部先取りする形で、従来の法定福利費（事業者負担分）に加えて労務費についても請負代金内訳書に明示する仕組を導入したものです。

法改正を受けた具体的取扱いは、現在、国において検討を進めているところであり、今回の取組も含め、改正法の施行に向けた国の取組を踏まえて、適宜見直しを行う予定です。